

## 人権教育推進の基本方向として

人権教育を具体的に推進していくためには、人権教育の全体的な概念をとらえることが必要です。「人権教育のための国連10年」では、人権教育を知識として教え学ぶ「人権についての教育」という狭義の教育だけでとらえていません。「教育を受けることを人権」として保障すること、さらには、民主的な安心した雰囲気の中で行われる「人権を通じた教育」によって、人権問題の解決や人権を尊重する人間づくり・社会づくりをめざす「人権のための教育/人権確立をめざす教育」まで、極めて包括的な概念をとらえています。

そこで本県においても、人権教育を「教育を受ける権利の保障を通して」「人権についての理解を深める教育として」「人権を尊重する主体を育てる教育として」「人権が尊重される教育として」といった側面からとらえ、それらを具体的な推進の基本方向としました。

### (1) 教育を受ける権利の保障を通して

日本国憲法第26条においては、「すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する」と示されており、教育基本法においても、同様に、教育の機会均等について明確に示されています。

「すべての人間は、生まれながらに自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」と謳う世界人権宣言の理念からして、すべての子どもたちに教育の機会を保障していくことは、「人権としての教育」の具体化です。

長欠・不就学克服の取組を積極的に進めてきた同和教育は、憲法や教育基本法に定められた「教育を受ける権利の保障」をめざした取組であり、人権教育の具体的実践でした。同和地区における識字学級の取組も、差別によって文字の習得を妨げられてきた人々が学習を通して「教育を受ける権利」を行使する営みでした。

児童生徒の基礎学力充実の課題については、その実態からさまざまに取り組みられてきましたが、今後においてもその成果を生かしながら、授業改革等さらに工夫を凝らした教育活動を展開する必要があります。

とりわけ、教育上配慮しなければならない状況にある子どもたちについては、その状況を的確にとらえて具体的な取組を進めていかなければなりません。

人権教育の推進にあたっては、「教育を受けること自体が人権」という認識をもちながら、生涯学習の土台となる基礎学力をすべての子どもたち保障するよう努めることが大切です。

### (2) 人権についての理解を深める教育として

人間の尊厳とは、「人は誰もかけがえのない存在であり、他の誰をもってしてもかえられない」ことといえます。

人権を日常生活に根づかせ、人権問題を解決するためには、人間の尊厳に対する認識や基本的人権を尊重することの大切さを社会に浸透させることが重要です。そして、グローバル化が進展する社会において、多様な価値観や異なる文化を互

いに認め合い、共に生きることの意義を理解し認識を深める取組を推進することが求められます。このことは、人類共通課題としての平和を実現することにもつながります。

人権についての正しい知識や認識は、さまざまな人権侵害や人権問題に対して適切に対応し、人権を尊重する技能や態度を身につけるうえでの基礎となるものです。

人権についての理解を深める教育を進めるにあたっては、「個別的な視点からのアプローチ」と「普遍的な視点からのアプローチ」の双方向からの取組を大切にしたいものです。また、子どもの発達段階や状況等に配慮し、すべての教科・領域等を通じて体系的・計画的に、多様な手法や機会を整えて推進していくことも大切です。そこで、その際にとらえるべき学習の内容を次のように示してみました。

- ・命や環境の大切さについての学習
- ・人権に関する国内外の宣言や規約等についての学習
- ・「権利と責任」、「自由と規律」等についての学習
- ・人権の歴史についての学習
- ・くらしや社会の中で起きる人権侵害等についての学習
- ・さまざまな文化や男女共生についての学習

### (3) 人権を尊重する主体を育てる教育として

人権が尊重された地域社会を築くためには、私たち一人一人が人権についての正しい知識や認識をもつことが必要といえます。

その正しい知識や認識を具体的な行動につなぐものとして、技能や態度の育成が重要となります。例えば、相手を尊重しながら自分の考えや意見を表現したり、他者の意見を受け止めたりすることができる技能、一人一人の多様性を尊重し、さまざまな課題に積極的にかかわっていこうとする姿勢や態度などです。

また、この技能と態度を培う基礎として大切にしたいのが、自分の存在を積極的に認知できる自尊感情であり、他者の思いや願いを敏感にとらえることができる感性です。

これらは、さまざまな立場の人との交流や人権を大切にする活動等により培われ、豊かな人間関係づくりへとつながるものです。

人権が侵害されている場面に出会ったとき、その解決をめざして何らかの具体的な行動を起こすためには、課題解決に向けて主体的に行動する力を普段から育成していくことが大切となります。

学校教育におけるすべての教育活動はもちろん、日常の生活全般を通して、人権問題を自分の問題としてとらえ、主体的に行動できる人間の育成を図っていく必要があります。

#### (4) 人権が尊重される教育として

学校における教育活動は、「児童の権利に関する条約」や「児童憲章」の理念にも示されているように、人権尊重の精神に貫かれたものとして進められなければなりません。まず、学校においては、一人一人の子どもが、かけがえのない存在として、互いのよさを認め合い、個性を伸ばし合うことができる学級づくりを進めることが必要です。そうした集団が、すべての子どもにとって安全で、安心できる場となります。

また、人権尊重の精神は、日常生活の中から他者とのかかわりを通して培われるものであることから、学校は民主主義社会のモデルとして整えられていなければなりません。子どもたちは友達等とのつながりを通して、互いの人権の大切さを体得していきます。そして、人権尊重の態度や実践力を身につけていきます。こうした観点からも、人権が大切にされていると実感できるような環境を準備しておくことが求められます。

そこで、大切にしたい事項を次に挙げてみました。

- ・子どもたちの姿や生活の背景をつぶさにとらえること
- ・個性と自主性を尊重する学校の雰囲気づくりに努めること
- ・一人一人の思いや願いに共感できるなかま集団づくりを進めること
- ・いじめや体罰、セクシャルハラスメント等の人権侵害についての相談や保護救済の体制を整えること

